

令和6年度サーキュラーエコノミー実践支援事業業務企画提案募集要領

1 募集事項

- (1) 案件名
令和6年度サーキュラーエコノミー実践支援事業
- (2) 事業目的
県内事業者を対象とし、サーキュラーエコノミーに関する認知度向上、理解促進を図るとともに、サーキュラービジネスの取り組みを支援することを目的として、セミナー及びワークショップを開催する。
- (3) 業務内容
別紙仕様書のとおり。
- (4) 履行期間
契約締結日から令和7年3月14日（金）まで
- (5) 事業費（委託上限額）
金3,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- (6) 実施場所等
宮城県内一円

2 応募資格

企画提案に応募できる者に必要な資格は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。
- (2) この事業の募集開始時から企画提案書提出時までの間に、宮城県の物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和6年4月1日施行）に掲げる資格制限要件に該当する者でないこと。
- (3) 地方税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。
- (5) 当該業務の円滑な履行ができる体制が整備できること。
- (6) 上記（1）から（5）までを満たす1事業者を代表とする複数事業者による共同提案による参加も可能とするが、その場合は全事業者が上記（1）から（5）までを満たさなければならない。また、県は代表者とのみ委託契約を行うため、その他の参加者については、代表者との委託契約（宮城県との関係においては再委託に該当）により業務を行うこと。その場合においては、本業務全体の進行管理及びとりまとめ等は代表者の責任において行うものとする。

3 スケジュール

- | | |
|--------------------------|--------------|
| (1) 企画提案募集及び質問受付開始 | 令和6年4月30日（火） |
| (2) 企画提案書作成等に関する質問受付期限 | 令和6年5月13日（月） |
| (3) 企画提案書作成等に関する質問への回答期限 | 令和6年5月20日（月） |

(4) 企画提案への参加申込期限	令和6年5月27日(月)
(5) 企画提案書の提出期限	令和6年6月5日(水)
(6) 選定委員会の開催(プレゼンテーションの実施)	令和6年6月中旬
(7) 選定結果通知	令和6年6月中旬
(8) 指名委員会の開催	令和6年6月中旬
(9) 選定結果通知	令和6年6月中旬
(10) 見積合わせ	令和6年6月下旬
(11) 契約締結	令和6年7月上旬
(12) 業務開始	令和6年7月上旬

4 応募手続

(1) 企画提案書作成等に関する質問の受付

イ 受付期限

令和6年5月13日(月)午後3時まで(必着)

ロ 提出方法

(イ) 指定様式(様式第1号)を用いて、電子メールにより提出すること。

(ロ) 電子メールアドレスは、下記のとおりとする。

junkanj@pref.miyagi.lg.jp

(宮城県環境生活部循環型社会推進課資源循環企画班)

(ハ) 電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受付しない。

ハ 回答方法

質問に対する回答は、令和6年5月20日(月)までに宮城県環境生活部循環型社会推進課ホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。

また、質問の内容によっては回答しないこともある。

(2) 企画提案への参加申込

イ 提出書類

(イ) 参加申込書(様式第2号) 1部

(ロ) 宣誓書(様式第3号) 1部

ロ 提出期限

令和6年5月27日(月)午後3時まで(必着)

ハ 提出方法

持参又は郵送

ニ 提出先

宮城県環境生活部循環型社会推進課資源循環企画班

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 県庁13階北側

(3) 企画提案書の提出

イ 提出書類

企画提案書 7部

※任意様式。A4横版両面、ページ番号を付け、30ページ以内とし、提案内容を

簡潔かつ分かりやすくまとめたものとする。

- ロ 企画提案書の構成
別紙「企画提案書の構成について」のとおり。
- ハ 提出期限
令和6年6月5日（水）午後3時まで（必着）
- ニ 提出方法
持参又は郵送
- ホ 提出先
宮城県環境生活部循環型社会推進課資源循環企画班
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 県庁13階北側

5 評価・選定方法等

(1) 評価・選定方法

- イ 宮城県が設置する選定委員会において、提出書類及びプレゼンテーションの総合評価により審査する。
- ロ 業務委託候補者は、各委員評価点の平均が、満点の6割以上の提案者の中から選定し、最高点をつけた委員数が多い提案者から順に順位を決定する。
- ハ 採点の結果、最高点を付けた委員が同数いる場合は、各委員の評価点を合計した点数が最も高い提案者を業務委託候補者として選定する。
- ニ 提案者が6者を超えた場合は、プレゼンテーション審査に先立ち一次審査（書類審査）を実施し、上位6者を選定する。
- ホ 提案者が1者のみであった場合は、各委員の評価点を合計し、満点の6割以上となった場合に、業務委託候補者として選定する。

(2) 選定委員会の開催

- イ 開催日時
令和6年6月中旬
- ロ 開催場所
宮城県行政庁舎内会議室
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号
- ハ 提案者によるプレゼンテーション
 - (イ) 出席者は1提案につき3名以内とする。
 - (ロ) 1提案者あたりの持ち時間は、30分以内（説明20分、質疑応答10分）とし、県が指示した時間から順次、個別に行うものとする。
 - (ハ) 事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配付は原則として認めない。
 - (ニ) プロジェクターの使用を希望する場合は企画提案書提出時に申し出ること。
なお、この場合、パソコンはプレゼンテーションを行う者が用意すること。
 - (ホ) 社会情勢等により参集が困難となった場合は、書面審査又はその他の形式により選定を行う。なお、この場合、実施方法については別途通知する。

6 評価基準・配点

次の審査項目及び配点（合計 100 点）により行うものとする。

審査項目	配点	審査の視点
現状及び課題の分析と課題解決に向けた業務実施の方向性	10	国内外におけるサーキュラーエコノミーの現状と課題を適切に分析し、課題解決に向けた業務実施の方向性を示しているか。
業務の全体計画	5	業務全体の流れやスケジュールは適切か。
業務別の内容 （1）セミナーの企画・運営 （2）ワークショップの企画・運営 （3）普及啓発用宣材の作成	60	各業務が着実に実施されることのほか、適切な目標指標の設定の下、各業務相互間の連携が図られることにより、対象者がサーキュラーエコノミーの重要性を正しく理解し、サーキュラービジネスに着手する契機となりうる内容か。
独自提案による企画の実施	10	業務内容と連動し、相乗効果が期待できる内容の提案が行われているか。
業務の実施体制	15	円滑な業務遂行に向け、実施体制は適切か。

7 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、提案者を失格とする。

- (1) 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合、又は文意が不明である場合
- (2) 本実施要領等に従っていない場合
- (3) 選定委員会におけるプレゼンテーションに参加しなかった場合
- (4) 同一の提案者が2つ以上の企画提案書を提出した場合
- (5) 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げた場合
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合
- (7) 発表済の内容と酷似した提案を行った場合
- (8) 故意に委員に接触した場合

8 選定結果の公表方法・内容

- (1) 選定結果の通知

審査終了後は速やかに全ての提案者に選定結果を通知する（令和6年6月中旬）。
なお、審査・選定結果に関する質問には応じない。

- (2) 選定結果の公表

審査終了後、全ての提案者の名称及び評価点を公表する。ただし、選定された業務

委託候補者以外は、個別の評価点が特定できないよう配慮する。

なお、参加者が2者の場合は点数の記載は省略し、不採択事業者ごとの点数が特定されないよう配慮するものとする。

9 提出関係書類の様式

- (1) 質問書 様式第1号
- (2) 参加申込書 様式第2号
- (3) 宣誓書 様式第3号

10 その他必要な事項

- (1) 提出された企画提案書は、原則として返却しない。
- (2) 提出された書類は、原則として、提出後の差替え、変更及び取り消しは認めない。
- (3) 企画提案に要する費用は、すべて提案者の負担とする。
- (4) 本事業により得られた成果は、全て宮城県に帰属するものとする。
- (5) 企画提案に参加する事業者が企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、本公募型プロポーザル方式による実施を延期又は取り止めることがある。
- (6) 本業務の実施に関して、業務委託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、宮城県と業務委託候補者で協議の上、決定する。
また、業務委託の後、具体的な業務内容や進め方等については、宮城県と協議することとする。
- (7) 仕様書に明示のない事項または疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上決定する。
- (8) 提出された企画提案書等は、情報公開条例その他の法令の規定に基づき、開示する場合がある。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和6年4月26日から施行する。

(別紙)

企画提案書の構成について

企画提案書は以下の項目順に作成すること。

1 表紙

「法人名」「住所」「代表者名」「担当者名（所属、職、氏名）」「連絡先（電話番号及びファクシミリ番号、電子メールアドレス）」を記載すること。

2 目次

3 現状及び課題の分析と課題解決に向けた業務実施の方向性

以下の項目について記載すること。

- ・ 国内外におけるサーキュラーエコノミーの現状の分析
- ・ 国内の事業者におけるサーキュラービジネスの現状、今後の市場動向、課題の分析
- ・ 上記の課題解決に向けて本業務の位置づけと取組の方向性

4 業務の全体計画

(1) 業務全体の流れ（フロー図等を用いて説明）

(2) 業務実施のスケジュール

5 業務別の内容の説明

(1) セミナーの開催

以下の点を踏まえた企画案を示すこと。

- ・ 仕様書案①及び案②のそれぞれについて、想定している各プログラム名、所要時間、講師がいる場合はどのような人物を想定しているか

(2) ワークショップの企画・運営

以下の点を踏まえた企画案を示すこと。

- ・ ワークショップ1回あたりのファシリテーターの配置人数、想定する参加者数
- ・ 想定する各プログラム名、所要時間、講師がいる場合はどのような人物を想定しているか
- ・ 参加者が自社においてサーキュラービジネスに取り組む契機となるべく、どのような点に工夫をするか

(3) 普及啓発用宣材の作成

以下の点を踏まえた企画案を示すこと。

- ・ 県内事業者や県民に、サーキュラーエコノミーについて理解を深めるべく、どのような点に工夫をするか
- ・ 想定する業種や事業者がいる場合はどのような事例を想定しているか

(4) その他

上記内容と補完し、相乗効果が期待できる取組提案があれば記載すること。

6 業務の実施体制

事務局の人数と役割など、事業の実施体制を記載すること。

7 概算見積書

仕様書の項目ごとに、数量、単位、単価を明示し、費用の内訳、積算根拠が分かるように記載すること。また、消費税及び地方消費税額の金額を算出し、合計金額を記載すること。

8 その他

以下の項目について該当する場合に記載すること。

- ・ 類似業務の受託実績（実績がある場合のみ）
- ・ サーキュラーエコノミーの普及・推進に係る特記事項があれば示すこと

(様式第 1 号)

令和 6 年度サーキュラーエコノミー実践支援業務に係る質問書

質問者	事業者名	
	連絡先	担当者名 T E L F A X E-mail
質問内容		

- ・本事業で企画提案するに当たり質問事項があれば、令和 6 年 5 月 13 日（月）午後 3 時までに本様式にて E-mail により送付すること。
- ・電話や口頭での質問は受け付けない。
- ・送付先：宮城県環境生活部循環型社会推進課資源循環企画班
E-mail：junkanj@pref.miyagi.lg.jp

(様式第2号)

令和6年度サーキュラーエコノミー実践支援業務企画提案
参加申込書

年 月 日

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

住 所
事業者名
代表者氏名

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて申し込みます。

記

1 応募事業者等の概要

事業所等住所	〒		
事業者名	(フリガナ)		
設立年月日			
業種			
従業員数	人		
代表者職名・氏名			
主な事業内容			
担当者部署名		担当者名	
担当者電話番号		E-mail アドレス	

2 添付書類

- ・宣誓書 (様式第2号)

(様式第3号)

令和6年度サーキュラーエコノミー実践支援業務企画提案
宣誓書

年 月 日

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

住 所
事業者名
代表者氏名

令和6年度サーキュラーエコノミー実践支援業務受託事業者としての応募にあたり、下記のすべての条件に該当し、本業務を的確に遂行するに足る能力を有していることを宣誓します。

記

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。
- 2 この事業の募集開始時から企画提案提出時までの間に、宮城県の物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和2年4月1日施行）に掲げる資格制限要件に該当する者でないこと。
- 3 地方税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- 4 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。
- 5 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律194号）第3条に規定するもの）に該当しない者。
- 6 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）に該当しない者。
- 7 当該業務の円滑な履行ができる体制が整備できること。